

【結 果】

家族の「胃瘻をつくって良かった」と言う言葉からも、胃瘻造設を受容出来たと考える。

【参考文献】

- ①渡辺裕子著 家族看護：理論と実績
第3版 日本看護協会出版
2006年
- ②家族看護特集 家族の力を支える看護
2007年9月号

裁判員制度について ～職員が裁判員として 参加する場合の職場の対応～

財務管理課

- 金子 一広 甲田 智子 中田千恵美
藪内 寿子 千葉真由美
-

【はじめに】

裁判員制度が、平成21年5月21日にスタートします。この制度は、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう「国民の司法参加」を実現する制度です。

すでに平成21年11月より、裁判員候補者名簿作成のため、候補者に対して最高裁判所より通知・調査表を送付しているようです。「通知」とは、裁判員候補者名簿に記載されたことの通知、「調査表」とは、必要事項を記入し返送して、候補者となることの是非を確認するものです。

制度はすでに始まっています。

裁判員制度はなぜ導入されたのか、裁判員はどのようにして選ばれるのか、制度の理解を深め、裁判員として従業員が参加する場合の職場の対応を検討します。

【裁判員制度の仕組み】

裁判員制度は、国民から選ばれる裁判員が、刑事裁判に参加する制度です。6人の裁判員と3人の裁判官が、ともに刑事裁判に立会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを判断します。

【裁判員の選ばれ方】

各地方裁判所ごとに、管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿をもとに、裁判員候補者名簿を作成します。候補者へは候補者であることを通知・調査表を送付します。次に、事件ごとにくじで裁判員候補者が選ばれます。通常1件あたり50人から100人程度となるようです。その中から裁判員を選ぶための手続きが行われます。最終的にその事件の裁判員6人がくじで選ばれます。

通常の事件であれば、午前中に選任手続を終了し、午後から審理を開始します。選ばれなかった人は、ここですべての手続が終了となります。

【裁判員制度の導入】

国民のみなさんが裁判に参加することによって、国民の皆さんの視点、感覚が裁判の内容に反映されることとなります。その結果、裁判が身近になり、国民の皆さんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されます。国民が裁判に参加する制度は、アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・イタリア等世界の国々で広く行われています。

【裁判員はどのようなことをするか】

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に刑事事件の審理(公判)に出席します。公判は出来る限り連続して開かれます。裁判にかかる日数は三日以内が約70%と言われています。証拠に基づいて、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し(評議)決定する(評決)こととなります。評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決の宣告を

します。裁判員としての仕事は、判決の宣告により終了します。

【裁判員候補者に選ばれたことを、上司や同僚に話すことはゆるされないのか】

上司に裁判員候補者になったことを話して、休暇の申請をしたり、同僚の理解を求めることは問題ありません。

むしろ、周囲の理解を得ることが重要です。「公にする」ことは禁止されていますが、家族や職場の上司に話すのは問題ありません。候補者になったことを不特定多数の人が知ることができる状態にすることが問題となります。

【裁判員として審理に参加した経験を話すことは守秘義務違反か】

裁判は公開されていますので、そこで見聞きしたことであれば問題ありません。

守秘義務の対象となるのは、評議の際の裁判員や裁判官の意見や内容、多数決の人数・結論に達した過程や裁判員の名前・事件関係者のプライバシーです。

【裁判員候補者として裁判所から呼ばれる可能性は】

平成18年度の裁判員制度の対象となる事件は3,111件でした。日本全国の選挙権を持っている人の数が約1億355万人なので、仮に1事件につき裁判員候補者として50人から100人が呼ばれると、1年間約350人から1人が裁判員候補者として呼ばれることとなります。

【当職員が裁判員として参加する場合の職場としての対応は】

この裁判員制度は原則 辞退できないことになっています。そのための必要な休みを取るとは法律で認められ、不利益な取り扱いをすることは禁止されています。

しかしながら、国が指導するように、各企業が特別な休暇制度を設けようとした場合、現実

の職場環境があります。

私たち病院のように、数多くの専門スタッフが集まり連携により業務を進めている場合、勤務体制も事前に計画的に組み込まれています。その中で平均3日あるいはそれ以上の連続した休みを取る場合、法人として、職員各個人としての裁判員制度への理解が根底にあることが必要です。

制度がこれから始まるにあたって、裁判所の各企業へのアンケート結果があります。「裁判員として参加しやすくするための実施すべき取り組みは」のアンケートに対して、答えの第一は、(経営者に制度理解を深める)でした。第二は、(有給休暇扱いにする)でした。

始まっていない段階での特別休暇の創設は、わずかでした。法人としての早急な決定はまだ必要ではないですが、裁判員候補者となった職員は、速やかに報告して下さい。

その時、法人は確率1/350に対応するでしょう。